

バンドン日本人学校いじめ防止基本方針

令和3年1月27日

1 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が人格の形成と自己実現に向けて、様々な教育活動に生き生きと取り組み、夢いっぱい
の学校生活を送ることができるよう、いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止
等に関する措置が実効的に行われることを目的に策定するものである。

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる」という認識に
立ち、本校の児童生徒が、明るく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学
校をつくるため、この「バンドン日本人学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍している等一定の
人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネ
ットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感
じているものである。

(2) 基本姿勢

- ① いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ② 学校、学級内にいじめを許さない、見過ごさない雰囲気をつくる。
- ③ 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ④ 児童生徒、教職員の人権感覚を高め、相互の温かな人間関係を築く。
- ⑤ いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、早期に解決させる手法を講じる。

2 いじめ防止対策委員会の設置

(1) 組織

いじめの防止等を実効的に行うために、いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対
策委員会」を設置する。校長、教頭、教務主任、生徒指導部長で組織し、それぞれ以下の
内容を行う。

- ① 校長～組織の統括、関係機関（運営委員会、大使館、BJC、文部科学省）との連携。
- ② 教頭～進捗状況の把握、記録化、渉外。
- ③ 教務主任、生徒指導部長～日常の実態観察や状況把握、個別面談や相談の窓口、
アンケートの実施、研修会等の実施、いじめ発生時の対応（被害者側、加害者側）、
保護者や地域との連携。

(2) 役割

- ・いじめの未然防止に関すること。(授業改善、校内研修)
- ・いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談)
- ・調査の方針や方法、指導方針や方法などの検討
- ・いじめ事案に対する対応に関すること。(保護者との連携、組織的な対応)
- ・いじめの実態把握と全教職員への情報共有
- ・相談や面談などの実施
- ・解決への対応
- ・関係機関との連携
- ・PDCA に関すること。(会議の開催時期・取組の内容等の改善)

(3) 開催

- ・月に1回、企画会議の前に実施する。
- ・いじめの発生時等、必要に応じて実施する。

3 いじめの予防のための取組

(1) 年間を通して、全学年で、繰り返し行う取組

① いじめについての共通理解

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を学校全体で創りあげる。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や体験学習の充実と自己指導能力の育成により、児童生徒の社会性を育み、自立した生き方を身に付けさせる。

③ 自己有用感や自己肯定感の育成

- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりと豊かな表現力の育成に努める。
- ・自分の考えを持ち、実行する場を設け、経験を積み重ねる中で自立を促す。
- ・仲良く協力する全校活動を積み重ね、豊かな人間関係づくりを促す。
- ・一人一人が活躍し、他者の役に立っていると感じる機会を設ける。

④ 保護者や地域との連携

- ・保護者や邦人社会との連携を大切に、いじめ防止に対する意識の共有化を図る。

(2) 年間計画を策定し、計画的に実施する取組

- 全児童生徒の実態と指導目標を明確にし、全教職員で共通理解を図る。
- 児童生徒がいじめの問題を主体的に考え、自主的に行う活動に対し支援する。
- 早期発見のための教育相談などを実施する。
- いじめ防止に係る各種教室や校内研修を実施する。
- 保護者や地域との連携を図る。

月	「いじめ対策委員会」	全校での取り組み（未然防止・早期発見を含む）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の基本方針の確認 ・定例「いじめ対策委員会」の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の基本方針の説明、共通理解 ・学級開き（所属感の育成、人間関係作り、バンドンファミリーの一員としての自覚） ・身体測定（外傷・栄養状態等の確認）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートや教育相談の検討 	
6		<ul style="list-style-type: none"> ・運動会（協力・連帯感）
8		<ul style="list-style-type: none"> ・サマースクール（望ましい人間関係作り） ・夏季休業中の声掛け ・夏季休業中の様子についての情報共有
9		<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行・遠足（望ましい人間関係作り）
10		<ul style="list-style-type: none"> ・学習発表会（協力・創造性・人間関係）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート ・いじめ、人間関係アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業中の声掛け
1	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート分析 ・いじめ防止基本方針の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業中の様子についての情報共有 ・お別れ遠足（感謝の気持ち）
2	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度の取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業式（感謝の気持ち）
3		<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談 ・個人面談後の情報共有
日常的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態把握（日常観察、教室内外の様子、休み時間の様子、登下校時の様子） ・児童生徒の実態交流 ・アンケート、教育相談等の実施 ・いじめ根絶に向けた児童生徒会活動の実施 ・いじめ根絶関係への作品応募 	

4 いじめの早期発見・早期対応の取組

(1) いじめの早期発見

- ① 児童生徒と共に過ごす時間を積極的に設けることを心がけ、児童生徒を多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- ② アンケート調査や教育相談を実施し、いじめの発見のみならず困っていることや悩み等の相談を通し、信頼関係を形成する。
- ③ 児童生徒及び保護者がいじめに関する相談がしやすいように相談体制を整備する。
- ④ 日常のあらゆる機会を通して、いじめの相談ができるような、敷居の低い職員室を

めざす。

- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動とともに、インターネットや携帯電話の情報モラル教室や研修会等を行う。
- ⑥ ネットパトロールを定期的に行い、早期発見・早期対応できる校内体制を整える。

(2) いじめの早期対応

- ① いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 学校体制のもとで情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童生徒に対して毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ いじめている児童生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをやめさせる。また、いじめることが相手を傷付け、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ④ いじめてしまう気持ちを聞き、その児童生徒の心の安定を図る指導を行う。
- ⑤ 傍観者の立場にいる児童生徒たちにも、傍観はいじめているのと同様であるということ指導する。
- ⑥ PTA や運営委員会等、関係機関との連絡調整を行う。
- ⑦ 状況によって、校長の指示により、いじめ対策委員会を開き、敏速な対応を行う。
- ⑧ 事実関係を正確に保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携していくことを伝える。必要に応じて、臨時の保護者会を設ける。
- ⑨ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、文部科学省や運営委員会等と連携して対処する。

5 いじめの重大事案への対応

(1) 重大事案とは以下のいじめが発生した場合である。

- ・ 児童生徒の生命、身心又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 児童生徒に精神性の疾患が発症した場合
- ・ 児童生徒が身体に重大な傷害を受けた場合
- ・ 児童生徒の金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 児童生徒が相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認められる場合

(2) 重大事案への対応

- ・重大事態が発生した旨を運営委員会に速やかに報告する。
- ・当該事案に対処する組織をいじめ対策委員会を中心に編成する。
- ・いじめ対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・前項の調査結果については、個人情報の保護に関する法律等を踏まえ、いじめを受けた児童生徒・保護者等に対し、事実関係その他の必要な情報を真摯かつ適切に提供する。

6 その他

いじめを隠蔽せずに、いじめの事実把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、適正に本校の取組を評価していく。その中で、改善が必要になったことについては速やかに検討し、随時改定を加えていく。

・令和3年1月27日制定